



日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも かわ

芋川 ゆうき 区政報告

いも お芋の「芋」に3本「川」
100%「ゆうき」

31号

住所：目黒区南3丁目在住 TEL：090-4206-2048

ツイッター・facebook 公開中！お問い合わせ ☒ <imokawa007@gmail.com

本年10月からの保育無償化

目黒区の保育料について変更点

第一子が小学生に上がっても第二子は半額、第三子以降は無償

本年10月から行われる予定になっている。幼児教育・保育の無償化ですが。内容は満3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するすべての子どもたちの4月1日～利用料が無償化されます。また、0～2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

加えて、多子世帯での支援が東京都の支援を拡充し、第一子の年齢制限を撤廃されます。そのことにより、第一子が小学生に上がった場合の第二子0～2歳でも半額になります。

幼児教育・保育の無償化

2019年度10月から保育の無償化されます。これは3～5歳クラスの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用するすべての子どもたちの保育料を無償化にする内容です。※幼稚園については月額上限2.57万円です。

また0～2歳クラスまでの住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

幼稚園の預かり保育は利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設では3～5歳クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0～2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

※認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

上記、詳しくは内閣府のホームページにて確認が可能です。

認可保育所を利用する東京都の多子世帯拡充内容

幼児教育・保育の無償化実施後も、国の基準によると年収360万円以上の世帯は、第一子が小学生以上の場合には認可保育施設に通う第二子の保育料は減額にならず、第二子が0～2歳クラス児童である場合は、第一子と同様の保育料を負担しなければならない。このため東京都は、子どものカウント年齢制限を撤廃し、第二子は現行保育料の半額、第三子以降は無償とする軽減策尾拡充支援を図ることとした。

要するに第一子が小学校に進級したとしても、第二子が0～2歳クラスにいる場合には半額の減額が受けられるということです。（3～5歳クラスは国の制度にて無償化）

これを受けて目黒区でも第一子が小学校に進級しても認可保育所に通う第二子を半額とし、第三子以降を無償とします。

認可外保育所の支援について

10月からの無償化の中で、第二子以降は認可保育園では半額や無償化になっていきます。

ここに対して認可外保育園では第二子以降は0～2歳に対して非課税世帯以外には区が行っている認可外保育施設保育料助成制度（収入に応じて月5千円～4万円）のみとなります。

故に、認可外保育施設などを選んで行きたいと思う選択肢に対しては結果として、費用が高くなってしまふこととなります。待機児解消に向けて尽力をしている質の高い小規模園や、認証保育園を切り捨てていくやり方につながっていくことが危惧されます。

「給食費を含めた保育無償化要望」が通る!!

国の10月からの保育料無償化には食材料費については無償化の対象にはならず、保育園による実費徴収とされています。

実費徴収されると保育園の事務負担が懸念されるだけでなく、一部低所得層に対してはこれまでの保育料よりも高い金額の食材料費がかかる、いわゆる逆転現象が起こる内容です。

これに対して日本共産党目黒区議団は7月3日、区長宛に要望書を提出いたしました。

この時の回答は「検討の最中」だったが、後日、委員会にて「幼児教育・保育の無償化実施に伴い新たに発生する食材料費の負担は、区が補助することとする」との内容でした。このことにより、逆転現象も起こりません。



小・中学校教科書用図書採択の日付

※8月27日(火) 9時30分～

※教育委員会にて来年度からの

小・中学校の教科書の採択が行われます。



なんでも相談・法律相談

■8月日程 場所・芋川(星見)事務所

※なんでも相談

8月6・20・27(火)午後7～

※無料法律相談

8月は法律相談はなしになります。

